

はしがき

本書は、平成30年7月6日に成立した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）による改正後の遺留分制度を網羅的に解説することをテーマに執筆された。

遺留分制度については、令和元年7月1日から改正法が施行され、遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権に改められた。改正法の施行前後にかけて、遺留分制度の改正について多くの書籍や論稿が刊行されたが、改正点に関して重点的に解説するものや、改正法前後の相違点を紹介するものが多くみられ、改正後の遺留分制度を網羅的に解説する書籍が求められていた。そこで、執筆陣として、相続案件に多く携わる弁護士や元裁判官が中心となり、相続税務に明るい税理士も加わって、「遺留分案件の処理に必要十分」となる情報量の書籍刊行を目指した。

本書では、改正の経緯や改正前後の相違点は最低限の記載に留め、現行の遺留分制度を前提にした案件に取り組む際に必要十分な知識——遺留分の主体、遺留分割合、中小企業者の経営承継のための遺留分制度の特例、遺留分の算定基礎財産（算定方法はもちろん、基礎財産に加算される各贈与類型の考え方、特別受益、評価方法に至るまで）、遺留分侵害額請求の行使方法、侵害額の計算方法、期限の許与、金銭給付義務の消滅請求、消滅時効や除斥期間、遺留分事前放棄（手続面や想定すべき効果、取消し変更に至るまで）、遺留分特有の税務実務について、体系的かつ網羅的に解説した。新制度については、未だ実務上の運用がほぼ定まっていないが、実務家目線で悩みが生じそうな点を細分化して整理した。

初めて遺留分案件に取り組む弁護士でも、遺留分制度の基本から理解しやすいよう、可能な限り、解説は平易な表現で、具体的な設例や文例を織り込むよう工夫している。さらに、法律相談で事情を聴取する際に、見通しを立

てるために一通り確認すべき事項や見通しを立てる際の視点、法的手続選択の見極めについても触れた。

また、遺留分案件の経験を重ねた弁護士にとっても、遺留分制度で検討すべき点を網羅的に解説し、さらに、参照すべき文献や裁判例もできるだけ示すことで、知識の確認と定着にも資するよう構成し、執筆陣が「遺留分案件に対応する際に手元で参照したい実務本」を体現化した。経験を重ねた弁護士であっても誤解しがちな点、見落としがちな点についても、「実務へのインプリケーション」として紹介し、注意喚起に努めた。

最後に、編集作業の過程で鋭い指摘や助言をいただき第11章の一節も寄稿いただいた稲田龍樹弁護士、膨大な引用文献と裁判例の裏付けにご尽力いただいた浅沼亨さん・鳥本裕子さんをはじめとする商事法務の編集部の皆様、面倒な作業を各種ご快諾いただいた虎ノ門法律経済事務所事務局の金刺さんと積田さん、編集委員の尽きない疑問に何度もお付き合いいただいた本書執筆陣に対し、深い感謝と敬意を示しつつ、本書が、一人でも多くの遺留分案件に携わる実務家の一助となることを願っている。

令和7年9月

弁護士 雨宮 則夫
弁護士 吉利 浩美